障害のある方へ
障害福祉サービスなどのご案内

障害のある方を対象とする主なサービスを紹介します。サービスにより対象要件や手続きが異なりますので、利用を希望する方は障害福祉課にお問い合わせください。

問 障害福祉課（☎514-8489） ID 1003688

■障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなど

種類	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護	居宅での入浴・排せつ・食事の介護など
	重度訪問介護	対象 重度の肢体不自由者、重度の知的障害・精神障害により行動に著しい困難を有する方で、常に介護を必要とする方 入浴・排せつ・食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護など
	同行援護	対象 視覚障害により移動に著しい困難を有する方 移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援
	行動援護	対象 知的障害・精神障害により常に介護が必要な方 行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の介護
	短期入所（ショートステイ）	介護者が病気などの理由により、短期間（夜間も含む）施設での入浴・排せつ・食事の介護など
	療養介護	対象 医療と常時介護を必要とする方 医療機関への入院と併せ、機能訓練や介護、日常生活の世話など
	生活介護	対象 常時介護を必要とする方 入浴・排せつ・食事の介護などとともに、軽作業などの生活活動や、創作活動の機会の提供
	施設入所支援	夜間や休日の入浴・排せつなどの介護、日常生活上の支援
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	対象 身体障害者など 身体機能の維持・向上を図るための理学療法や作業療法などのリハビリテーションなど
	自立訓練（生活訓練）	対象 知的障害者・精神障害者 日常生活能力の維持・向上を図るための訓練、相談および助言
	自立生活援助	定期訪問や随時対応による、単身生活を営む上で必要な情報提供や助言・相談
	就労移行支援	一般企業などへの就労に向けた知識・能力の向上のために必要な訓練
	就労継続支援Ａ型	対象 一般企業などへの就労が困難な方 雇用契約に基づく就労の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練など
	就労継続支援Ｂ型	対象 一般企業などへの就労が困難な方 就労の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練など
	就労定着支援	対象 就労移行支援などを利用して新たに一般企業などへ就労した方 企業・事業所・医療機関・家族などと連絡調整を行い、雇用・就業に伴う生活面での課題に対する相談・指導、助言など
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居における相談、入浴・排せつ・食事の介護や生活上の援助
地域生活支援事業	移動支援事業	社会生活上必要不可欠または余暇活動など社会参加のための外出の際の移動支援
	日中一時支援事業	施設で日中の一時的なお預かり
	地域活動支援センター事業	創作的活動または生産活動の機会の提供を通じた社会との交流の促進
	コミュニケーション支援事業	対象 聴覚障害者など 手話通訳者などの派遣

■児童福祉法に基づくサービス

サービス名	サービス内容
児童発達支援	対象 主に未就学児 日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練など
医療型児童発達支援	治療および上記児童発達支援
居宅訪問型児童発達支援	対象 重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児 居宅を訪問した発達支援
放課後等デイサービス	対象 小学生以上原則18歳までの方 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など
保育所等訪問支援	対象 保育所・小学校などに在籍している方 障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援

障害者虐待防止法に基づく障害者虐待相談・通報窓口

虐待を受けていると思われる障害者の方を見かけた場合は、障害福祉課に連絡をお願いします。

虐待相談・通報窓口 障害福祉課（平日8:30～17:15…☎514-8489、夜間・休日…☎585-1111）

身体障害者、知的障害者相談員

心身に障害のある方やその家族からの相談を受けるため、市長から委嘱された民間の協力者です。相談を聞き、助言や指導を行い、障害のある方の地域での活動を支援します。また、障害のある方への理解を進める活動も行います。障害などについてお悩みのある方は、ぜひご相談ください。

相談員名簿（敬称略）（令和2年3月31日まで）

身体障害者相談員

相談員氏名	連絡先
髙島　亮樹（視覚）	☎080-1092-3473 ✉gaina@hari-seitai.com
鮫島　京子（内部）	☎090-5303-4299
堀場　照美（聴覚）	FAX584-6693

知的障害者相談員

相談員氏名	連絡先
冨張　理子	☎593-3626
中野　明美	☎592-3136

障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせるまちへ

問 障害福祉課（☎514-8489） ID 1012646

日野市障害者差別解消推進条例が令和２年４月からスタートします

私たち一人ひとりはかけがえのない存在です。障害のある人もない人も、社会に参加する機会が保障され、その人がもつ人格と個性を認め合い、安心して生活できる「ともに生きるまち　日野」を目指します。

ポイント 不当な差別的取り扱いの禁止

障害を理由にして、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり制限したりすることや、障害のない人にはつけない条件をつけることなどは禁止されています。

ポイント 事業者による合理的配慮の提供を義務化

障害のある人が生活の中で感じる不自由は、社会に存在するさまざまなバリア（障壁）に直面した際に起こるものです。合理的配慮とは、障害のある人の権利や利益を侵害することとならないよう、個々の状況に応じて、解決するための調整を行うことです。市だけでなく事業者も、障害のある方などから合理的配慮の提供の申し出があった場合には、話し合いを行って、負担が重すぎない範囲で合理的配慮の提供を行わなければいけません。

ポイント 差別に関する相談体制と解決するための仕組み

令和2年4月に、この条例による差別に関する相談窓口を設置し、解決に向けた取り組みを行っていきます。

障害を理由とする差別が起こる要因の一つとして、障害に関する理解不足や偏見が考えられます。市では令和2年4月の条例施行に合わせて、広報による理解啓発を行うとともに、障害者週間中の令和元年12月8日㈰にイベントを開催し理解を広める取り組みを行います。イベントの詳細は広報ひの11月15日号に掲載予定です。また、広報ひの12月15日号では別冊特集を予定しています。

今号の表紙

今号の表紙は、多摩平にある日野市障害者生活・就労支援センター「にこわーく」内の豊田駅北口ショップ「わーく・わーく」を訪ねた、（仮称）日野市障害者差別解消推進条例策定検討委員会の委員の方々です。

この委員会は、学識者、障害のある人、関係団体、産業経済団体、事業者、教育関係者、市職員により構成されており、平成29年11月から条例素案の検討を行っていただきました。

条例制定にあたり、今号の表紙に登場いただいた3人の委員の方々からコメントをいただきました。なお、撮影場所の「わーく・わーく」は障害者支援施設で作られた製品を販売するほか、就労を目指す方の訓練の場にもなっています。

藤田博文 委員長

これまで多くの障害者やその家族は、障害を理由に差別を受けたり、先入観や偏見によって心を痛めてきました。しかし、この条例によって、障害や差別とは何なのかを明らかにすることで、差別をなくすための合理的配慮が見えてくると思います。

条例策定にあたり、多くの市民、関係団体、事業者、行政の皆さんにご協力、応援いただきました。障害があっても同じように地域で暮らしたい、そんな願いが実現できる条例になりました。

有山一博 委員

（日野市障害者関係団体連絡協議会会長）

差別という意識がなくても障害者に対する差別が起こるのは、理解不足が大きいと思います。障害は個人の機能的な問題ではなく、社会におけるさまざまな障壁に直面した際に起こるものであるという、障害の社会モデルの考え方について理解を広めることが私の仕事だと思っています。

この条例ができたことで、相談窓口でさまざまな事例が集まり、障害者差別について多くの人に意識してもらうことを期待しています。

内田滋之 委員

（日野市商工会）

このたび検討委員会に参加させていただき、障害のある方には建築物などのハード面だけではなく、目に見えないところの困難が多くある事に気づきました。また、一人ひとりの事業者の視点で考えると、できることがたくさんあると思いました。

一事業者として、まずは自分自身ができることを考え、行動していくこと、また周囲の人に伝えていくことが大切だと思っています。